

経済安全保障推進法における 取組について

令和4年12月
内閣府

経済安全保障推進法の全体像

(1) サプライチェーンの強靱化

国民の生存、国民生活・経済に大きな影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組等を措置。

特定重要物資の指定

事業者の計画認定・支援措置

政府による備蓄等の措置

(2) 基幹インフラの安全性・信頼性の確保

外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置。

対象事業等を法律・政省令で規定

事前届出・審査

勧告・命令

(3) 先端的な重要技術の開発支援

先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。

国による支援

官民パートナーシップ（協議会）

調査研究業務の委託（シンクタンク）

(4) 特許出願の非公開

安全保障上機微な発明の特許出願について、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組み、外国出願制限等を措置。

技術分野等によるスクリーニング

保全審査

保全指定

外国出願制限

補償

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針」の概要①

第1章 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な事項

第1節 基本的な考え方

これまでのように**自由で開かれた経済を原則とし、民間活力による経済発展を引き続き指向しつつも**、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に照らして想定される様々なリスクを踏まえ、経済面における安全保障上の一定の課題については、官民の関係の在り方として、**市場や競争に過度に委ねず、政府が支援と規制の両面で一層の関与を行っていくことが必要**である。

第2節 安全保障の確保に関する経済施策の実施に当たって配慮すべき事項

- 安全保障の確保と、事業者等の**自由な経済活動との両立**を図ることが必要。
- **WTO協定等の国際約束の誠実な履行**を妨げることが無いようにする。
- 施策の総合的かつ効果的な推進のためには、**事業者等や地方公共団体の理解と協力が必要**。**事業者等の自発的行動を促進するため、情報共有等に努めるとともに連携**を図ることも必要。

第2章 4施策の一体的な実施に関する基本的な事項

第1節 4施策の一体的な実施に当たっての留意事項

- **国家安全保障局（NSS）**及び本法の実施等を担う**内閣府の経済安全保障推進部局**が相互に協力して、政府全体の見地からの連携を図る観点から、**施策間の一体性・整合性を確保**するよう努める。

第2節 規制措置の実施に当たっての留意事項

- 4施策に含まれる**規制措置は、法第5条に基づき、安全保障の確保に合理的に必要と認められる限度で行う**。

第3節 基本指針及び政省令を定めるに当たっての留意事項

- 基本指針や基本的事項に係る政省令を定める際は、**有識者会議を設置**してその意見を聴取するなど、様々な意見等を適切に考慮。また、規制の対象範囲については、事業者等の**経済活動の自由に配慮**。

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針」の概要②

第3章 安全保障の確保に関し、総合的かつ効果的に推進すべきその他の経済施策に関する基本的な事項

第1節 重要な産業が抱える脆弱性・強みについての点検・把握

- 国民生活や経済活動を支える重要産業が直面するリスクを安全保障の観点から総点検・評価し、判明した脆弱性の解消及び優位性・不可欠性を獲得等するために、経済安全保障重点課題検討会議において行っている取組を今後も継続し、それを通じて新たに判明した課題に対して、的確に対応措置を講ずる。

第2節 安全保障の確保に関するその他の経済施策の統一的・整合的な実施

- 4施策以外の経済施策のうち、安全保障の確保に資するものを実施する場合も、4施策との連携も考慮するとともに、NSS及び内閣府の経済安全保障推進部局が施策間の一体性・整合性の確保を図りながら、総合的かつ効果的に必要な取組を推進する。

第4章 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関し必要なその他の事項

- 本法について、状況変化を踏まえ、不断に取組状況の検証・評価を行い、それに伴う制度の見直しを適時に行う。本基本方針についても状況変化に応じて見直しを行う。
- 平時から、NSS及び内閣府の経済安全保障推進部局に必要な情報が集約される体制及び両部局から関係行政機関の長に対して必要な情報が提供される体制を構築するとともに、関係行政機関相互の調整が行われるようにする。
- 本法等に関する国民に対する周知・広報及び情報提供を図り、4施策の施行状況についても、国会を含め、国民に公表し、十分な説明を行う必要。
- NSSを司令塔とし、関係行政機関を含めて、これらが相互に協力して安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進する体制を構築・強化する。内閣府に本法の実施等を担う組織を設けるとともに、施策の推進に際し、我が国の安全保障に関する重要事項については、国家安全保障会議での審議を経るものとする。また、情勢の変化に柔軟かつ機動的に対応する観点から、関係行政機関の事務の調整を行う枠組みを整備する。

経済安全保障推進法の施行状況

これまでの取組

- **基本方針**については、パブリック・コメント制度を利用し広く意見を募集するとともに、有識者会議を2回にわたり開催し、様々な意見を踏まえ、**令和4年9月30日に閣議決定**。同方針において、**基本指針や基本的事項に係る政省令についても、その制定に当たっては、パブリック・コメント制度を利用し、広く意見を募集するとともに、有識者会議を設置し、また各方面からのヒアリング等も幅広く行いつつ、様々な意見を適切に考慮する旨を明記**。
- サプライチェーンの強靱化
 - ・ **基本指針**について、**9月30日に閣議決定**。加えて、**特定重要物資の指定**について、**12月20日に政令を閣議決定**。
 - ・ 現在、特定重要物資ごとに定める「**安定供給確保を図るための取組方針**」についても、物資所管省庁において、パブリック・コメント制度を利用し広く意見を募った上で、今後、順次公表予定。
- 先端的な重要技術の開発支援
 - ・ **基本指針**について、**9月30日に閣議決定**。加えて、「**経済安全保障重要技術育成プログラム**」(K Program)の「**研究開発ビジョン(第一次)**」(9月16日決定)で支援対象とすることとした技術のうち、一部の技術に対応する**研究開発課題5件**について、**12月5日から公募を開始**。その他の技術についても、準備ができたものから速やかに**公募する予定**。

今後の取組

- 今後も施策の実施に当たっては、基本方針に基づき、内外無差別の原則等との整合性を含め、**WTO協定等の我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意**するとともに、**内外の事業者等に対する施策の周知・広報及び情報提供についても引き続き実施**する。
- **基幹インフラ・特許出願非公開の基本指針**についても、有識者会議で議論いただくとともに、パブリック・コメント制度を利用して、広く意見を募った上で、**来年(令和5年)前半目途で決定し、その後政省令を策定**。**令和6年春～夏目途で制度運用を開始**する予定。